

委員 長 報 告 書

さる 12 月 6 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 11 号 橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び
水道技術管理者の資格基準に関する条例について

議案第 12 号 橋本市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例に
ついて

議案第 13 号 橋本市道路及び河川の基準等に関する条例について

議案第 14 号 橋本市営住宅等の整備基準に関する条例について

議案第 22 号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 23 号 市道路線の認定について

議案第 28 号 市道路線の認定について

を審査するため、12 月 10 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 11 号から議案第 14 号の 4 件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、それぞれ関係する法律が改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部を条例で定めることとされたため、条例を制定するものである。

議案第 11 号は、水道法の一部改正に伴い、水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準について、水道法等に定められた基準を参酌して定めるものである。

委員から、法令の基準を参酌した内容であれば、地域の自主性・自立性は確保できるのかとのただしがあり、条例の制定にあたり、組織体制など地域の実情に応じて検討した上で法令を参酌してもよいと国から示されている。それぞれの基準について、本市独自で整備するのは非常に困難であり、また、法令を参酌しても組織体制上問題がないことから関係法令の

とおり条例を制定するものである。なお、全国的にも 9 割以上の自治体が本市と同じ状況にあると聞いている との答弁がありました。

議案第 12 号は、下水道法の一部改正に伴い、市が管理する公共下水道の構造の技術上の基準について、下水道法施行令等の基準を参酌して定めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 13 号は、道路法等の一部改正に伴い、市が管理する道路及び河川基準等について、関係法令等の基準を参酌して定めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 14 号は、公営住宅法等の一部改正に伴い、市営住宅及び共同施設の整備に関する基準について、関係法令等の基準を参酌して定めるものである。ただし、第 14 条の共同施設に関する規定については、国の参酌基準から一部変更し、また、第 9 条第 2 項等の市営住宅の基準で規定する措置の詳細については、国土交通省の公営住宅等整備基準の技術的助言を参酌し、別に定めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 22 号は、公共下水道の汚水処理経費は、原則使用料で賄うこととなっているが、現状は維持管理費の 90%に満たない状況である。また、紀の川流域下水道経営計画の見直しにより、平成 23 年度より流域下水道維持管理負担金が値上げされ、25 年度から再値上げが予定されていることから、使用料金について、10 立方メートルまでの基本料金を 1,300 円から 1,500 円に、超過料金を 1 立方メートル当たり 130 円から 150 円にそれぞれ改定するものである。

委員から、一般的な家庭でどの程度の負担増になるのか とのただしがあり、1 ヶ月当たり 20 立方メートルの汚水を排除する家庭で約 400 円の負担増となる との答弁がありました。

合併浄化槽の維持管理費と改定後の下水道使用料の比較について ただしがあり、各家庭の利用形態が異なるため比較は難しいが、合併浄化槽の7人槽と、公共下水道に1ヵ月当たり30立方メートルの汚水を排除する家庭を比較した場合、1ヵ月の負担額は、合併浄化槽で約4,800円、公共下水道で4,500円となり、同じような状況となる との答弁がありました。

下水道接続率の現状と向上策について ただしがあり、平成23年度末で、整備済み人口3万7,790人に対し、接続人口2万9,541人で、接続率は78.2%である。接続率の向上については、広報や、測量調査・工事着手前・工事完了後にそれぞれ開催する地元説明会、また、下水道法で供用開始から3年以内の接続が義務付けられていることから、3年目にあたる家庭訪問によりお願いしている との答弁がありました。

関係自治体の動向について ただしがあり、かつらぎ町、九度山町においても、本市と同時期、同額の料金改定案が今12月定例議会に提案されたと聞いている との答弁がありました。

料金改定の要因の一つに流域下水道維持管理負担金の増が挙げられているが、県に対し負担金を増額しないよう要請しているのか とのただしがあり、負担金が増えれば一般会計からの繰り出しにより対応せざるを得ない状況になることから、負担金の据え置きを強く申し入れたが、結果として25年度から再値上げとなった との答弁がありました。

議案第23号及び第28号は、民間事業者が建設し本市が移管を受ける「あやの台64号線」他28路線、国土交通省が京奈和自動車道関連事業として建設し本市が移管を受ける「側道北馬場東家線」、企業誘致のため建設した「紀ノ光台25号線」、都市計画道路事業で建設した「あやの台東線」、及び災害時緊急避難道路として整備する「清水区内5号線」を新たに市道として認定するものであり、委員会は先に現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、側道北馬場東家線の開通に伴う信号機の設置について ただしがあり、京奈和自動車道橋本インターチェンジ付近の国道371号との交差点については12月21日に設置予定である。また、北馬場区内の市道と

の交差部分については、路面標示、看板等での安全対策を考えている。信号機については、設置に向けて現在、国、公安委員会と協議中であるとの答弁がありました。